

## 令和 7 年度 事業計画（案） 新旧対照表

新（令和 7 年度）	旧（令和 6 年度）
<p><b>I. 令和 7 年度の船員保険運営の基本方針</b></p> <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p>船員の働き方改革や健康確保に向けて、<u>2023（令和 5）年 4 月に改正船員法施行規則等が施行された。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等の関係機関と連携し、引き続き各種施策を強力に推進する。</u></p> <p><u>船員保険事業が協会へ移管されて以来使用してきた船員保険システムの刷新については、2026（令和 8）年 1 月のサービスイン（稼働開始）を確実に実施し、適正かつ効率的な基盤的業務を確保することで加入者サービスの向上を図る。</u></p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p>	<p><b>I. 令和 6 年度の船員保険運営の基本方針</b></p> <p>協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。</p> <p>船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。</p> <p><u>また、船員の働き方改革や健康確保に向けて、令和 5 年 4 月に改正船員法施行規則等が施行された。これにより、船員の健康づくりの基盤が一層整備されることから、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等の関係機関と連携し、引き続き各種施策を強力に推進する。</u></p> <p>事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p>II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。</p> <p><u>(1) ICT を効果的に活用して、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率</u></p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>(1) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。<u>また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。</u></p> <p>(2) 戰略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、<u>SDGsにも資する医療保険者としての協会の社会的役割や取組を利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づくりセンターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。</u></p> <p>(3) 組織体制の強化については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。 また、システムの<u>安定稼働を確保し、制度改正等に係る適切な船員保険システムの実現を図る。</u></p>	<p style="color: red;"><u>的な事業実施を図る。</u></p> <p>(2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。</p> <p>(3) 戰略的保険者機能については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、加入者や船舶所有者の身近な存在としての協会を目指し、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うとともに船員健康づくりセンターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。</p> <p>(4) 組織体制の強化については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。 また、システム運営を強化し、<u>マイナンバーカードと保険証の一体化等の国の施策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。</u></p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
II. 主な重点施策	II. 主な重点施策
<p><b>(1) 基盤的保険者機能</b></p> <p>① 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>② 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指に着実に実施する。</li> <li>・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。</li> </ul>	<p><b>(1) 基盤的保険者機能</b></p> <p>① 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>② 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）</u></li> <li>・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目指に着実に実施する。</li> <li>・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p><u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行なうことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する</u></p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	<p style="color: red;"><u>必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの100%を達成することは、困難度が高い。</u></p>
<p><b>③ 適正な保険給付の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する<u>加入者への文書照会等</u>を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。</li> <li>職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。</li> <li>被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> </ul>	<p><b>③ 適正な保険給付の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。</li> <li>職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。</li> <li>被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> </ul>
<p><b>④ 効果的なレセプト点検の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</li> <li>レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を注視しつつ外部委託事業者と協議を重ね、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努める。</li> </ul>	<p><b>④ 効果的なレセプト点検の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</li> <li>レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を注視し、今後のレセプト点検方法のあり方を検討する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする            (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失後受診の返納金債権等について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。</li> <li>保険者間調整を積極的に活用するとともに、文書催告や支払督促等の法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>・オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、資格喪失時の届出について、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、日本年金機構等と連携し、周知広報を行う。併せて、保険証または資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行う。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、社会保険診療報酬支払基金（原審査）によるレセプト振替サービス※1 が着実に拡充しており、保険者間調整※2 に係る債権回収の減少が見込まれるため、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、船員保険の債権総額は小規模であるため、特に高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼす状況にある。さらに、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れることから、催告が迅速な納付行動に結びつかない背景もあり、</p>	<p>■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする            (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。</li> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底し、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</li> <li>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、船舶所有者等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>
5	

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
KPI を達成することは、困難度が高い。	船員保険の債権総額は <u>大きくなりため</u> 、高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼ <u>してしまう</u> 。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が <u>速やかな納付につながりづらい状況があることから</u> 、KPI を達成することは、困難度が高い。
※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。	※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。
※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。	※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。
<p>■ KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、<u>過去3年度の平均値以上とする</u>            ② 過年度の返納金債権の回収率について、<u>過去3年度の平均値以上とする</u></p>	<p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする            ② 現年度の返納金債権の回収率について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u>            ③ 過年度の返納金債権の回収率について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</u></p>
<p>⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) オンライン資格確認等システムの周知徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。</li> <li>・ 2023（令和5）年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者</li> </ul> </li> </ul>	<p>⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) オンライン資格確認等システムの周知徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。</li> <li>・ 2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者</li> </ul> </li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マイナンバーが未登録の加入者に対して、船舶所有者を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。</u></li> <li>・ <u>マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。</u></li> </ul>	<p>に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</p>
<p>ii ) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>2025（令和7）年12月1日に従来の保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。また、加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせについて専用で対応するマイナンバーコールセンター（多言語対応）の質の向上を図るとともに円滑に運用する。</u></li> <li>・ 船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。</li> <li>・ <u>特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</u></li> <li>・ <u>マイナンバーを活用したサービス向上及び業務効率化を検討する。</u></li> </ul>	<p>ii ) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マイナンバーカードと保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの保険証利用を推進するとともに、船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。</u></li> </ul>
<p>iii ) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、システム開発を進める。また、船舶所有者・加入者に対して広報を行う。</u></li> </ul>	<p>iii ) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>2025年度中の電子申請等の導入に向けて、2023年度中に行つた要件定義に基づき、システム開発を進める。</u></li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>経過措置期間が終了し、保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えて、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</u></p>	<p>者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、國の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</u></p>
<p>■ KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする            ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする</p>	<p>■ KPI : 令和6年11月末時点のマイナ保険証の利用率を50%以上とする</p>
<p>⑦ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</li> <li>・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。</li> <li>・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする            ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする</p>	<p>⑦ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</li> <li>・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。</li> <li>・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</li> </ul> <p>■ KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上</u>とする            ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上</u>と</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>⑧ 福祉事業の効果的な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上<u>を図るとともに、広報を通じた認知度の向上に取り組み、船員労働の実情に即した事業運営となるよう、引き続き検討を進める。</u></li> <li>・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p> <p><b>⑨ サービス向上のための取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。</li> </ul>	<p>する</p> <p><b>⑧ 福祉事業の効果的な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上<u>及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。</u></li> <li>・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。</p> <p><b>⑨ サービス向上のための取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。</li> </ul>
<p><b>（2）戦略的保険者機能</b></p> <p>① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、<u>2年度目</u>の取組を着実に実施する。</p>	<p><b>（2）戦略的保険者機能</b></p> <p>① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、<u>初年度</u>の取組を着実に実施する。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>i ) 特定健康診査等の推進</b></p> <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。</li> <li>・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを<u>詳細に</u>把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</li> <li>・ <u>基本的な健診項目に</u>がん検診がセットで<u>提供されること</u>等に関する<u>情報について効果的な広報活動</u>を行う。また、未受診者には<u>生活習慣病予防健診の具体的なメリットを丁寧に説明し、受診を積極的に勧奨する。</u></li> </ul> <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。<u>また、健康証明書データの取得に協力いただける各種関係団体とも連携し、提出率の向上を図る。</u></li> <li>・ インターネットによる健康証明書の提出方法について、<u>検討を進める。</u></li> </ul> <p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体<u>及び</u>支部と<u>の密接な連携を図り、</u>がん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。</li> <li>・ 健診受診の必要性<u>を周知するための広報活動を強化するとともに、</u>未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診<u>が習慣とな</u></li> </ul>	<p><b>i ) 特定健康診査等の推進</b></p> <p>(生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。</li> <li>・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</li> <li>・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には<u>特性に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。</u></li> </ul> <p>(船員手帳健康証明書データ取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。</li> <li>・ インターネットによる健康証明書の提出方法について、<u>船舶所有者と被保険者へ周知広報を実施し、提出率の向上を図る。</u></li> <li>・ <u>健康証明書データの取得に協力いただける漁業協同組合との連携に向けた検討を行い、提供依頼を実施する。</u></li> </ul> <p>(被扶養者の特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体<u>や</u>支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。</li> <li>・ 健診受診の必要性<u>等に関する広報や、</u>未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診<u>を習慣化する取組を推進する。</u></li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>るよう意識の醸成を図る。  <u>(健診内容等の見直し)</u></p> <p><b>・若年層を対象とした節目健診の創設等、健診事業の一層の充実を図るために、2026（令和8）年度以降の実施にむけて準備を進める。</b></p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅<u>近くに存在しない</u>ケースが多い。さらに、<u>これらの地域は</u>医療機関の数自体が<u>限られているため、新たに</u>指定機関を拡大することも<u>困難な状況となっており、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p><u>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定健診対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定健診の受診に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。</u>そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>52.0%</u>以上とする      ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>19.0%</u>以上とする      ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>34.0%</u>以上とする      ④ <u>健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする</u></p>	<p><b>【重要度：高】</b></p> <p>船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅<u>近くにない</u>ケースが多く、また、医療機関の数自体が<u>少ない地域であり</u>、指定機関を拡大することも<u>困難となっている。</u></p> <p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を <u>50.0%</u>以上とする      ② 船員手帳健康証明書データ取得率を <u>18.0%</u>以上とする      ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>32.0%</u>以上とする</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><b>ii ) 特定保健指導の実施率の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる<u>体制の構築を促進するため</u>、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</li> <li>・ 特定保健指導利用券発送後<u>電話</u>による利用勧奨を行う。また、<u>これらのプロセスを通じて</u>利用傾向を把握し、利用環境の<u>改善</u>につなげる<u>機会とすること</u>。</li> <li>・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に<u>十分に</u>留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。</li> <li>・ 2024 <u>（令和6）</u> 年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 <u>（令和11）</u> 年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の<u>勤務形態</u>には、乗船中一定期間陸上<u>から離れること</u>や、<u>船員法</u>に基づく<u>厳格な労働時間管理（当直を含む）</u>および<u>休息時間の運用</u>が求められる特殊な労働環境が含まれている。このため、保健指導を受ける機会の<u>調整が難しく</u>、保健指導につながりにくい<u>状況</u>となっていることから、<u>KPI の達成は難しく</u>、困難度が高い。</p>	<p><b>ii ) 特定保健指導の実施率の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる<u>よう</u>、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</li> <li>・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する<u>機会とし</u>、利用環境の<u>向上</u>につなげる。</li> <li>・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。</li> <li>・ 2024 年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>船員の<u>働き方として</u>、乗船中一定期間は陸上<u>を離れてしまうことから</u>、保健指導を受ける機会を調整しづらく、保健指導<u>につながりにく</u>いことから、困難度が高い。</p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><u>また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定保健指導の対象者が少ないと加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定保健指導診の実施に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>19.0%</u>以上とする</li> <li>② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>26.0%</u>以上とする</li> <li>③ <u>特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</u></li> </ul>	
<p><b>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。</li> <li>・加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。</li> <li>・自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリの<u>機能拡張及び登録者数の拡大</u>を図る。</li> </ul>	<p><b>iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。</li> <li>・加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。</li> <li>・自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリ登録者数の拡大を図る。</li> </ul>
<p><b>iv) 加入者の禁煙に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性</li> </ul>	<p><b>iv) 加入者の禁煙に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。</li> <li>・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を<u>実施</u>する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。</li> </ul>	<p>のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。</li> <li>・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を<u>検討</u>する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。</li> </ul>
<p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> <p>■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>100人</u>以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。</p> <p>■ KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>70人</u>以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)</p>
<p>v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した「<u>健康度カルテ</u>」を提供する。</li> <li>・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。</li> <li>・ <u>運動、食事、メンタルヘルス、歯の健康等、船上での健康づくりに役立つ様々な情報を掲載した</u>広報物を作成し船舶所有者へ提供する。</li> </ul>	<p>v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した<u>情報</u>を提供する。</li> <li>・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。</li> <li>・ <u>船内で活用することができる「健康的な食事」に関する</u>広報物を作成し船舶所有者へ提供する。</li> </ul>
<p>vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社</li> </ul>	<p>vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p><u>少子高齢化が進み、現役世代（担い手）が減少する中、2040（令和22）年を見通すと団塊ジュニア世代が65歳を超えることにより、これまで経験したことのない人口構造の局面へと向かっていく。懸念される働き手不足への対策が急務であり、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて人材確保を側面から後押ししていくことの重要性が高まっている。</u>また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<u>15万社</u>以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>船員の健康管理については、健康証明書を通じた船員個人による健康管理を中心であったため、船舶所有者が船員の健康管理及び健康づくりを行うという意識や関心が薄い船舶所有者が多い</u>状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値 <u>（2029（令和11）年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）</u>を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。</p> <p>② ジェネリック医薬品等の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、<u>国からは数量ベースでの使用割合の数値目標が示されているところであるが、新たに金額ベースの</u></li> </ul>	<p>船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p><u>未来投資戦略2018において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<u>10万社</u>以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>令和元年度末に行なった加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて</u>関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値 <u>（令和11年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）</u>を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。</p> <p>② ジェネリック医薬品等の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><u>使用割合の数値目標が示されたことを踏まえた上で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針を踏まえ、<u>2024（令和6）年度に引き続き</u>船員保険における実態等を調査し、<u>効果的な事業実施につなげる。</u></li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p><u>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%とする主目標並びにバイオシミラーに80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p><u>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）はすでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の新目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や加入者への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要がある。これに加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラー使用促進については、医薬品の供給不足など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p>	<p><u>バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針（※）を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、取組方法等を検討する。</u></p> <p><u>（※）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</u></p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p><u>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標にすることが望ましい」とされており、この目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p><u>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である「2029年度末までに、バイオシミラーに80%置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p><u>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>■ KPI : ① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする            ② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※1）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <math display="block">\frac{[後発医薬品の数量]}{[後発医薬品がある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]}</math> </div> <p>（※2）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <math display="block">\frac{[後発医薬品の金額]}{[後発医薬品がある先発医薬品の金額] + [後発医薬品の金額]}</math> </div> <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>透明性の高い事業運営及びマスメディアを活用した広報の強化を図るため、船員保険事業に係るプレスリリースを積極的に実施する。</li> <li>幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</li> </ul>	<p>■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合<sup>(※)</sup>を85.0%以上とする            (※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>上記 KPI のジェネリック医薬品使用割合は「数量ベース」で算出している。</p> </div> <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険</li> </ul>

新（令和 7 年度）	旧（令和 6 年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</li> <li>関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</li> <li>ホームページ<u>については、利用者にとって有益な情報をタイムリーに掲載する。また、ホームページの更なる利便性やわかりやすさ向上のため、全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。</u></li> <li>メールマガジン及び船員保険健康アプリによるお知らせ配信の内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</li> <li>船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポートを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。</li> <li>船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。</li> </ul> <p>■ KPI : ① ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする            ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が <u>2023（令和 5）年度</u>より変更となったため、<u>2022（令和 4）年度</u>以前の数値は除外する。            ② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う            ③ 船員健康づくりセンターの委嘱者数を対前年度以上とする</p>	<p>事業のチラシを同封する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</li> <li>関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</li> <li>ホームページ<u>にタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</u></li> </ul> <p>■ KPI : ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする            ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和 5 年度より変更となったため、令和 4 年度以前の数値は除外する。</p>
<p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて基礎分析を行うとともに、船員特有の健康課題を把握し、新た</li> </ul>	<p>④ 調査・研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p><u>な事業につなげていくことを目指した分析手法等の検討を進める。</u></p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p><u>医療費や健診結果等のビッグデータから船員特有の健康課題を把握するには、統計・データ分析に関する知識に加え、船員の特殊性に関する知識も必要となる。また、加入者の健康づくりに寄与できる事業を効果的効率的に現行の船員保険事業へ落とし込むことを想定した上で、仮説を立て、分析方法や手法、調達等の一連をデザインした調査・研究を行うことは困難度が高い。</u></p>	<p><u>分析を進める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことや令和5年度に実施した船員の歯・口腔の状況を把握するための分析結果を踏まえた取組を試行する。</u></li> </ul>
<p><b>（3）組織・運営体制の強化</b></p> <p><b>① 人事制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> <li><u>更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適正に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。</u></li> </ul> <p><b>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul>	<p><b>（3）組織・運営体制の強化</b></p> <p><b>① 人事制度の適正な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> <li><u>人事制度の見直しについて、検討結果を踏まえ、制度改正案を策定するとともに、改正内容の実施に向け、職員への制度説明や改正に対応したシステム改修等の準備を進める。</u></li> </ul> <p><b>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。</li> <li>・その他、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。</li> <li>・その他、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul>
<p><b>③ 働き方改革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>協会</u>の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、<u>加入者及び船舶所有者のための業務に効率的に</u>取り組めるよう、<u>健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の</u>働き方改革を推進する。</li> <li>・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスマント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul>	<p><b>③ 働き方改革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>すべて</u>の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、<u>職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に</u>取り組めるよう<u>に、仕事と生活の両立支援をはじめ</u>働き方改革を推進する。</li> <li>・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスマント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul>
<p><b>④ 風通しのよい組織づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう社内報を発行し、組織内の情報発信の強化に取り組む。</u></li> </ul>	
<p><b>⑤ 内部統制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>・<u>的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。</u></li> </ul>	<p><b>④ 内部統制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul>
<p><b>⑥ 個人情報保護の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li><u>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</u></li> </ul>	<p><b>⑤ 個人情報保護の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> </ul>
<p><b>⑦ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul>	<p><b>⑥ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul>
<p><b>⑧ 災害等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。</li> <li>業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直し</li> </ul>	<p><b>⑦ 災害への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</li> <li>業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直し</li> </ul>

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
を行う。	を行う。
<b>⑨ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</b>	<b>⑧ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul>
<b>⑩ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</b>	<b>⑨ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul>
<b>⑪ システム関連の取組</b>	<b>⑩ システム関連の取組</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため<u>の船員保険システムの刷新、電子申請システムの導入については、進捗管理を徹底し、2026（令和8）年1月のサービスイ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>移管後10年を経過した船員保険システムについて、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を実現するため、新システムの構築を行う。</u></li> </ul>

新（令和 7 年度）			旧（令和 6 年度）		
<p>ン（稼働開始）を確実に実施する。</p> <p>・ 法律改正、制度改正に対し、関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、適切なシステムを構築する。</p>			<p>・ マイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請に関するシステム対応を行う。</p>		
KPI 一覧表			KPI 一覧表		
(1) 基盤的保険者機能			(1) 基盤的保険者機能		
具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状
④ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和 4 年度末： <u>176.3</u> 円 令和 5 年度末： <u>226.8</u> 円	④ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和 3 年度末： <u>144.7</u> 円 令和 4 年度末： <u>176.3</u> 円
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化			⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	① 令和 2 年度末： <u>90.8%</u> 令和 3 年度末： <u>90.3%</u> 令和 4 年度末： <u>89.0%</u> 上記 3 年度の平均

新（令和7年度）			旧（令和6年度）		
	<p>① 現年度の返納金債権の回収率について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする</p> <p>② 過年度の返納金債権の回収率について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする</p>	<p>① 令和3年度末： <u>80.3%</u> 令和4年度末： <u>67.5%</u> 令和5年度末： <u>87.6%</u> 上記3年度の平均値： <u>78.5%</u></p> <p>② 令和3年度末： <u>9.0%</u> 令和4年度末： <u>16.0%</u> 令和5年度末： <u>13.7%</u> 上記3年度の平均値： <u>12.9%</u></p>		<p>② 現年度の返納金債権の回収率について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上</u>とする</p> <p>③ 過年度の返納金債権の回収率について、<u>前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上</u>とする</p>	<p>値：<u>89.9%</u> ② 令和2年度末： <u>83.4%</u> 令和3年度末： <u>80.3%</u> 令和4年度末： <u>67.5%</u> 上記3年度の平均値： <u>75.7%</u></p> <p>③ 令和2年度末： <u>12.8%</u> 令和3年度末： <u>9.0%</u> 令和4年度末： <u>16.0%</u> 上記3年度の平均値： <u>12.7%</u></p>
⑥ 制度の利用促進	<p>① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、<u>過去3年度の平均値以上</u>とする</p>	<p>① 令和3年度末： <u>75.8%</u> 令和4年度末：</p>	<p>⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p>	<p>令和6年11月末時点のマイナ保険証の利用率を50%以上とする</p>	<p>① 令和2年度末： <u>69.6%</u> 令和3年度末：</p>

新（令和7年度）		旧（令和6年度）
る。	<p><u>81.5%</u> 令和<u>5</u>年度末： <u>84.1%</u> 上記3年度の平均 値：<u>80.5%</u></p> <p>② 職務上の上乗せ給付 等の勧奨に占める申請割合 について、<u>過去3年度の平 均値以上</u>とする</p>	<p><u>75.8%</u> 令和<u>4</u>年度末： <u>81.5%</u> 上記3年度の平均 値：<u>75.6%</u></p> <p>② 職務上の上乗せ給付 等の勧奨に占める申請割合 について、<u>前年度と過去3 年度の平均値のいずれか高 い値以上</u>とする</p>

## （2）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状	具体的施策	KPI	現状
① i ) 特定健康診査 等の推進	<p>① 生活習慣病予防健診 受診率を <u>52.0%</u>以上とす る</p> <p>② 船員手帳健康証明書 データ取得率を <u>19.0%</u>以 上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診 受診率を <u>34.0%</u>以上とす</p>	<p>①令和<u>5</u>年度末： <u>48.3%</u></p> <p>②令和<u>5</u>年度末： <u>15.6%</u></p> <p>③令和<u>5</u>年度末： <u>30.0%</u></p>	<p>① i ) 特定健康診査 等の推進</p>	<p>① 生活習慣病予防健診 受診率を <u>50.0%</u>以上とす る</p> <p>② 船員手帳健康証明書 データ取得率を <u>18.0%</u>以 上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診 受診率を <u>32.0%</u>以上とす</p>	<p>①令和<u>4</u>年度末： <u>46.4%</u></p> <p>②令和<u>4</u>年度末： <u>17.9%</u></p> <p>③令和<u>4</u>年度末： <u>28.9%</u></p>

新（令和7年度）			旧（令和6年度）		
	る <u>④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする</u>	<u>④新設</u>		る	
① ii ) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>19.0%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>26.0%</u> 以上とする ③ <u>特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする</u>	①令和 <u>5</u> 年度末： <u>15.1%</u> ②令和 <u>5</u> 年度末： <u>26.0%</u> ③ <u>新設</u>	① ii ) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <u>16.0%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を <u>25.0%</u> 以上とする	①令和 <u>4</u> 年度末： <u>13.7%</u> ②令和 <u>4</u> 年度末： <u>21.8%</u>
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>100</u> 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和 <u>5</u> 年度末： <u>164</u> 人	① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を <u>70</u> 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和 <u>4</u> 年度末： <u>126</u> 人
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」 参加船舶所有者の増加	令和 <u>5</u> 年度： <u>135</u> 社増	① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」 参加船舶所有者の増加	令和 <u>4</u> 年度： <u>25</u> 社増

新（令和7年度）		旧（令和6年度）		
	<p>数を対前年度 60 社以上とする ※第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和 11 年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数 550 社以上）を達成するため毎年度 60 社以上の増加を目指す。</p>		<p>数を対前年度 60 社以上とする ※第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値（令和 11 年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数 550 社以上）を達成するため毎年度 60 社以上の増加を目指す。</p>	
② ジェネリック医薬品の使用促進	<p><u>① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする</u> <u>② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする</u></p> <p>（※1） 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。〔後発医薬品の数量〕/〔〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕+〔後発医</p>	<p>①令和 5 年度末： <u>86.1%</u></p> <p>②新設</p>	<p>② ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（※）を 85.0% 以上とする</p> <p>（※） 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<p>令和 4 年度末： <u>84.6%</u></p>

新（令和 7 年度）			旧（令和 6 年度）		
	<p>薬品の数量)) で算出。</p> <p>(※2) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。〔後発医薬品の金額〕/〔〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕+〔後発医薬品の金額〕〕で算出。</p>				
③ 情報提供・広報の充実	<p>① ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和 5 年度より変更となつたため、令和 4 年度以前の数値は除外する。</p> <p>② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う</p> <p>③ 船員健康づくりセンターの委嘱者数を対前年度以上とする</p>	<p>① 令和 5 年度： <u>1,075,580 件</u></p> <p>② 新設</p> <p>③ 新設</p>	<p>③ 情報提供・広報の充実</p>	<p>ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和 5 年度より変更となつたため、令和 4 年度以前の数値は除外する。</p>	<p>令和 2 年度末： <u>1,294,598 件</u></p> <p>令和 3 年度末： <u>1,219,376 件</u></p> <p>令和 4 年度末： <u>1,241,586 件</u></p> <p>上記 3 年度の平均値： <u>1,251,853 件</u></p>